

令和4年度

京都市生活安全（防犯・交通事故防止）実施計画（取組実績）

令和4年度京都市生活安全(防犯・交通事故防止)実施計画

※重点戦略①の件に記載

【柱1】犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりの推進

『施策の大きな方向性』

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」市民ぐるみ推進運動で培った経験を生かし、様々な活動主体が一冊となった体制により一層強固なものとしていくとともに、子どもが巻き込まれる犯罪被害・交通事故、女性が被害者となる犯罪(性犯罪、盗難など)、

(1)犯罪や交通事故が発生しにくい環境の整備

No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
1	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	防犯カメラ設置促進補助事業等をはじめとした防犯環境整備を推進する。	H24		高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止など、個々の犯罪への対策をきめ細かに実施するための環境づくりを推進していきます。
2	違法駐車等防止対策事業の推進	「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部を中心に、違法駐車等防止指導員(行政財務局・文庫・文化市民局職員)による違法駐車等の解消のための指導・啓発活動を実施する。また、京都市警察等の関係行政機関及び各署門は連携して「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施するなど、効果的な指導・啓発活動を行っている。これらの活動に併せて、①自転車利用ルール・マナー指導・啓発、②観光・公共交通機関案内の活動を展開している。	H7		<実施方針> 京都市交通安全基本条例に基づき、市民、事業者、警察、行政のパートナーシップの下、交通安全市民運動等を推進する。 <実施内容> ・各区交通安全対策協議会等を中心とした交通安全市民運動 ・市民運動併せて実施する違法駐車等の防止に向けた指導・啓発
3	暴力団排除条例の推進	①本市の事務事業からの暴力団の排除 ②市民・事業者等に対する暴力団排除に関する広報・周知啓発	H24		<実施方針> 条例に基づき、京都市の事務事業からの暴力団の排除を徹底するとともに、暴力団を容れない社会に向けた啓発活動を実施する。 <実施内容> ①本市の事務事業からの排除 本市の事務事業に關する事業者からの誓約書の徵取、京都府警察への照会等、事業事業の性質に応じて段階的に暴力団の排除に係る措置を講ずる。 ②京都府警察との連携による排除措置の実施 京都府警察との連携協定に基づき、京都府警察から排除対象者である旨通知があつた事業者について、府内において周知し、本市の事務事業から排除するための措置を講ずる。 ③市民・事業者等に対する暴力団排除に係る広報及び啓発 令和4年11月(予定)に京都府警察、(公財)京都府暴力追放運動センター等の主催で開催される「みんなの力で暴力・違法統治放逐京都府民大会」が3年ぶりに開催され、(公財)京都府暴力追放運動センター等ともに啓発活動を行つた。
4	京都市商店街等環境整備事業	商店街が街区に防犯カメラを設置する際に、予算の範囲内において補助金を交付する。	不明		予算の範囲内において、京都市商店街等環境整備事業補助金交付要綱に基づき、支援を行っていく。
5	不法投棄監視カメラ等貸与	常習的な不法投棄に悩む地域団体に対して、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与する。	H19		常習的な不法投棄に悩む地域団体に対して、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与する。
6	地下鉄駅構内の防犯カメラの活用	駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性の確保を図る。	S56 (防犯カメラの設置)		地下鉄全31駅に設置している防犯カメラを活用し、駅構内の安全性を図る。

施していくとともに、犯罪に繋がる可能性のある行為(消費者トラブルなど)への取組も進めるなど、犯罪抑止・交通事故防止のための環境づくりを推進していきます。

所属	局名	所属名
文化市民局	くらし安全推進課	自治連合会や町内会などの地域団体に対して、令和4年4月1日～7月15日まで募集を行い、過去に補助実績のない新たな地域団体を中心に、31団体54台の防犯カメラ設置を補助した。
文化市民局	くらし安全推進課	違法駐車等防止対策 都心部・京都駅周辺(違法駐車等防止重点区域)等において、指導員による違法駐車等の解消のための指導・啓発を行なうと共に、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携して「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施するなど、引き続き、効果的な指導・啓発を実施した。
行財政局	サービス事業推進室	(1)本市の事務事業からの排除 各所属に對して適正な事務の執行に係る協力を依頼した。各所属において事業者から誓約書を徵收し、適宜、誓約書の記載事項に基づき京都府警察への照会を実施した。 (2)京都府警察との連携による排除措置の実施 令和4年度は京都府警察からの通知はなかった。 (3)市民・事業者等に対する暴力団排除に係る広報及び啓発 令和4年11月25日には「みんなの力で暴力・違法統治放逐京都府民大会」が3年ぶりに開催され、(公財)京都府暴力追放運動センター等ともに啓発活動を行つた。
産業観光局	地域企業イノベーション推進室	(1)新大宮商店街振興組合 ア 総事業費 994,400円 イ 市補助金 331,000円 ウ 防犯カメラ6台増設 (2)京都三条会商店街振興組合 ア 総事業費 2,343,000円 イ 市補助金 781,000円 ウ 防犯カメラ周辺機器(Iコードー)取替 ※上記費用にはAED取替費用も含む (3)パレット河原町商店街振興組合 ア 総事業費 781,000円 イ 市補助金 260,000円 ウ 防犯カメラ12台の確認・調整及び台取替 (4)新琴葉駅頭会 ア 総事業費 670,450円 イ 市補助金 223,000円 ウ 防犯カメラ1台取替 (5)伏見大手筋商店街振興組合 ア 総事業費 6,596,480円 イ 市補助金 2,000,000円 ウ 防犯カメラ35台取替及びシステム更新 (6)新五条ショッピングセンター協同組合 ア 総事業費 1,111,000円 イ 市補助金 370,000円 ウ 防犯カメラ15台取替及び周辺機器の更新
環境政策局	まち美化推進課	新たに2つの地域団体に対して、6基の貸与を行つた。
交通局	高速鉄道運輸課	地下鉄31駅の駅構内各所に設置している防犯カメラを活用し、モニター監視を行うほか、事故やトラブル発生時の事後検証に活用するなど、駅構内の安全性の確保を行なつた。 また、防犯カメラが作動している旨を記載した表示プレートを設置し、防犯カメラの「見える化」を推進するとして、犯罪の未然防止に努めた。

7	高齢者あんしんお出かけサービス事業へ小型GPS端末機の貸出～		H13	<p><実施方針> 認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる環境を整えるため、本サービスの利用促進を図る。</p> <p><実施内容> 認知症高齢者からの電波を受信することで、家族等に速やかに現在位置を知らせる上により、未然に事故等が防ぐとともに、また、当該サービスの対象高齢者が他の人にケガをさせたり他人のものを壊したりする等して法律上の損害賠償責任を負った場合に備え、日常生活賠償保険を付帯し、認知症高齢者とその家族等が安心して暮らせる環境を整える。</p> <p>家族等から的位置検索依頼は、京都市内に設置した24時間対応の位置検索センター受け付け、行方不明高齢者の位置情報を電話又はファックスにより提供する「問合せ検索方式」型端末と、スマートフォン等の汎用端末で自己検索が可能な「自己検索方式」型端末の選択制としている。 また、対象高齢者が他人にケガをさせたり、物を壊したりする等して本人や家族等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、上限3億円の補償が受けられる日常生活賠償保険を付帯している。</p> <p>※利用者数：110名（R3年度末時点）</p>
8	有害環境の浄化活動の推進		不明	<p><実施方針> 青少年の健全育成を図るため、青少年育成団体が実施する非行防止、犯罪予防、有害環境浄化活動などの事業に対して助成・支援を行うとともに、青少年の非行問題に取り組む活動や社会を明るくする運動など、地域団体の取組支援を行う。</p> <p><実施内容> ①少年を明るく育てる京都大会への参画 ②社会を明るくする運動の推進</p>
9	「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進		H24	<p><実施方針> 歩道整備が困難な都心部の細街路において、安全で快適のある歩行空間を確保するため、幹線道路に囲まれた地域を「歩いて楽しいまちなかゾーン」に設定し、交通管理者等と連携して、ゾーン対策を実施する。</p> <p><実施内容> 令和4年度は工事予定なし(占用企業者との工事調整のため)</p>
10	事故防止専門コンサルタントによる全運転士への安全運転研修		H26	<p>輸送の安全は交通事業者の最大の命であるとの認識のもと、事故の削減、事故の未然防止のため、直営営業所全運転士に対し、外部コンサルティングを活用した安全運転研修を実施する。</p>
11	安全運転訓練車(セーフティサポート研修)		H29	<p>運転士に安全運転訓練車を走行させることにより、安全確認の状況をはじめ、車間距離の確保や運転操作の状況、乗り心地等を映像やデータで記録し、それらを運転士に提示することで、自らが持つ弱点や癖に気付かせることができるものであり、運転士に対する指導の見える化が図られ、更なる事故防止と快適な乗り心地の提供を実現するものである。</p> <p>安全運転訓練車を用いた研修について、これまでの研修結果をもとに、効果的な内容となるよう見直しを行うとともに、研修対象を直営営業所全運転士に拡大し、安全に対する意識改革及び運転技術の向上、有責事故件数のさらなる削減を図る。</p>

12	総合的な自転車政策の推進	「京都市自転車総合計画2025」に基づき、これまで効果を上げてきた安心・安全対策や放置自転車対策等については継承し、充実強化を図るとともに、京都市を取り巻く状況を踏まえ、様々な観点から自転車の活用を推進することにより、自転車利用者も歩行者等も、安心・安全に行き交うことができ、自転車を通じて生活を更に豊かにできるまちづくりを目指す。	R3 R7 ①自転車ルール・マナーの周知徹底 ・サイクルセンターを活用した各種自転車安全教室・イベントの実施等 ・「アーキエムズプロデュース 自転車マナー・アップフェスタin Kyoto」の開催 ・自転車ルール等啓発冊子「Enjoy自転車life in Kyoto」(一般向け及び子ども向け)の配布 ・自転車総合サイト「サイクルサイト」等の広報ツールを活かしたルール・マナー啓発 (2)自転車走行環境の整備 ・京都市内の矢羽根整備 ・民間自転車等駐車場整備助成金等による駐輪場の整備 (3)駐輪場の整備と放置自転車対策 ・民間自転車等駐車場整備助成金等による駐輪場の整備 ・既存駐輪場における看板・ステッカーの整備や段ランクの更新 ・既存駐輪場における看板・ステッカーの整備や段ランクの更新 (4)多様な場面での自転車の活用 ・レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール・マナーの向上	①ルール・マナーの周知徹底 ・サイクルセンターを活用した各種自転車安全教室・イベントの実施等(26,030名)※R4年度から教育委員会で実施分は、計上しない ・「アーキエムズプロデュース 自転車マナー・アップフェスタin Kyoto」の開催(R4.1.6) ・自転車ルール等啓發冊子「Enjoy自転車life in Kyoto」(一般向け及び子ども向け)の配布(R5.2) ・京都市自転車安全利用推進企業制度の運用(R4末時点 10社) (2)自転車走行環境の整備 ・京都市内の矢羽根整備(3.7km) (3)駐輪場の整備(民間自転車対策) ・民間自転車等駐車場整備助成金等による駐輪場の整備(助成決定2件(自転車:152台)) ・既存駐輪場における平置きスペースの確保や2段ラックの更新(1施設) ・既存の発生状況に応じたフェンシング等及び啓發の実施(撤去台数16,049台・自転車:15,027台・原動機付自転車:22台) ④多様な場面での自転車の活用 ・レンタサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール・マナーの向上 ・シニアサイクル事業者等との連携による自転車利用ルール・マナーの向上 京都市レンタサイクル事業者認定制度(R4末時点 22事業者) 「シェアサイクル利用・普及促進に向けた連携協定」の締結(OpenStreet株式会社、株式会社クルマ、株式会社Lupu)(協定締結式R5.1.31)	建設局	自転車政策推進室
13	児童の移動経路交通安全対策事業	令和元年5月、滋賀県大津市で保育園児等を巻き込む交通事故が発生したことを受け、市内の保育園児や幼稚園児などが歩道や園外活動などで日常的に利用する道路において、事故を未然に防ぎ、歩行者等の安全性を向上させるために必要な対策を行う。	R1 【子ども若者はぐくみ局】 今和2年度に実施した児童の移動経路の安全点検結果をもとに、関係機関で共有し、必要な交通安全対策について検討を行う。そのうえで、各箇所の対策案を各施設に周知や電柱幕の設置を行う箇所については、電柱の特定を依頼する。 【建設局】 今和3年3月に策定した「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して子どもの交通安全確保を図る。 【市立小中学校】 市内の市立小中学校から挙げられた危険が想定される箇所に対し、「児童の移動経路交通安全推進部会」の枠組みを活用し、安全対策を行なう。 【〈取組の要点〉】 点検や対策の検討・実施を進めとともに、対策後の効果の把握や対策の改善・充実を図る。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、児童の移動経路の安全対策を図る。	【子ども若者はぐくみ局】 今和2年度に実施した児童の移動経路の安全点検結果をもとに、関係機関で共有し、必要な交通安全対策について検討を実施。各施設に対し、各箇所の対策案の周知や電柱幕設置のための電柱特定依頼を行うための準備を進めた。 【建設局】 今和3年3月に策定した「京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラム」に基づき、「児童の移動経路交通安全推進部会」の枠組みを活用し、関係機関が連携して安全対策を実施した。 【〈取組の要点〉】 点検や対策の検討・実施を進めとともに、対策後の効果の把握や対策の改善・充実を図った。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、児童の移動経路の安全対策を実施した。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室 育成推進課 子ども家庭支援課 幼保統合支援室
14	児童福祉施設等における安全確保について	保育園(所)、児童館、学童保育所、児童養護施設等の各施設における安全マニュアルの作成等、子どもの安全確保や安全教育の取組を推進する。	不明 未定 【実施方針及び内容】 【保育園(所)等】 ・プール活動、水遊びにおける事故防止にかかる注意喚起及び、救命講習受講の呼びかけを行う。 ・事故報告については、各園の報告を安全対策に役立てられるよう、引き続き、集計・分析のうえ各園に周知する。 【児童館及び学童保育所等】 ・遊具利用を適切に実施しているかを監査により確認する。 ・遊具及び学童クラブ事業実施施設に対し、安全管理に係る研修を実施する。 【児童養護施設等】 ・児童養護施設等における安全配慮・安全指導の実施、施設や道具の環境整備を行う。 ・障害児施設における利用児童の被害抑止のため、事業所職員に対する研修等を行う。	【保育園(所)等】 ・プール活動、水遊びにおける事故防止にかかる注意喚起及び、救命講習受講の呼びかけを行なう。 ・事故報告については、各園の報告を安全対策に役立てられるよう、集計・分析のうえ各園に周知した。 【児童館・学童保育所等】 ・遊具利用を適切に実施しているかを監査により確認した。 ・児童館及び学童クラブ事業実施施設に対し、安全管理に係る研修を実施した(令和4年5月26日実施。参加者84名)。 【児童養護施設等】 ・監査にて、家具の転落防止や遊具の安全確認、避難訓練の実施状況の確認を行なった。 ・防犯カメラを設置した。 ・障害児施設における利用児童の被害抑止のため、事業所職員に対する研修等を行なつた。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室 育成推進課 子ども家庭支援課 幼保統合支援室

15 ドライバー異常時対応システムの導入	運転士が、運転中の体調急変などにより安全運転の継続が困難となった場合、お客様が運転席後部客席側にある非常ブレーキボタンを押すことにより、車両を自動停止させる「ドライバー異常時対応システム」を搭載した車両を導入する。	R1	更新対象の市バス車両41両について、「ドライバー異常時対応システム」を搭載した車両を導入予定
16 安全確保が必要な市バス停留所の安全対策	市の「バス停留所安全性確保合同検討会」において確認された技術指針や交差する市バス停留所における非常停車位置の目視管理装置や道路管理者の協力を得ながら順次検討し、状況に応じた安全対策を実施していく。	R2	市の「バス停留所安全性確保合同検討会」において確認された技術指針や交差する市バス停留所における非常停車位置の目視管理装置や道路管理者の協力を得ながら順次検討し、状況に応じた安全対策を実施していく。
17 公園整備の推進	都市公園は、子どもから高齢者まで様々な人が利用するため、設計段階から利用者の意見を取り入れるなど、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないように整備を進めます。	不明	<実施方針> 【公園の整備方針】 ①階段やスロープ等各種構造物について、安全に利用できるように規格・寸法・材質等に配慮 ②斜角をつらないような樹木の配置や種類を考慮して整備 ③照明灯は、夜間の安全性・防犯性を考慮して整備 ④隣地との境界構造物は、安全性・防犯性に配慮して整備 ⑤便所は、利用者の安全性・防犯性に配慮して整備 <実施内容> 次の都市公園の整備を行う。 上堀川公園ほか16公園 <取組の重点> 前年度に引き続き、安心に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないように整備を進めます。
18 鳥丸線新型車両への車内防犯カメラの設置	車内防犯カメラは、犯罪の抑止効果が期待できるとともに、事業者登録時には、録画データが事後の状況把握や警察の捜査に役立つことから、令和7年度までに導入する鳥丸線新型車両に車内防犯カメラを設置し、安全対策の強化を図る。	R4 R7	令和4年度は、当該年度に導入する2編成及び令和3年度に導入した1編成の合計4編成に対して車内防犯カメラを設置する。 【車内防犯カメラの設置予定】 令和4年度 3編成 令和5年度 2編成 令和6年度 2編成 令和7年度 2編成

更新対象の市バス車両41両について、「ドライバー異常時対応システム」を搭載した車両を導入した。	交通局 自動車部技術課
バス停の安全な場所への移設や路面表示による注意喚起等の安全対策を進め、対象バス停93箇所のうち、累計で36箇所の対策が完了した。 残る57箇所についても、引き続き停留所付近の籠柱等に啓発幕の掲出を行うなどのソフト対策を実施。	交通局 自動車部技術課
都市公園は、子どもから高齢者まで様々な人が利用するため、設計段階から利用者の意見を取り入れるなど、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないよう整備に取り組んだ。 【取組内容】 太秦公園の整備を実施。	建設局 みどり政策推進室
令和4年度は、当該年度に導入した2編成及び令和3年度に導入した1編成の合計3編成に対して車内防犯カメラを設置した。	交通局 高速車両課 【新規】

(2)市民一人の防犯力、交通事故防止力の向上					
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
19	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	様々な情報媒体を活用した市民等の防犯意識向上のための広報啓発活動を推進する。	H28		チラシ等を活用し、市民等の防犯意識向上のための広報啓発活動を推進する。
20	交通安全啓発活動の推進	市民一人一人に交通安全知識の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによって交通事故を防止するため、交通安全市民運動等を推進する。	S46		<p><実施方針> 京都市交通安全基本条例に基づき、市民、事業者、警察、行政のパートナーシップの下、交通安全市民運動等を推進する。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市交安委員会対策協議会等を中心とした交通安全市民運動 ・市民運動と併せて実施する違法駐車等の防止に向けた指導・啓発(No.2「違法駐車等対策事業の推進」を参照。) ・高齢運転者事故防止支援事業(No.31「高齢運転者事故防止支援事業」を参照。)
21	消費者啓発、消費者相談	<p>・学校、地域、家庭等、発達段階やライフステージに応じた多様な場を活用するとともに、年齢層に応じた啓発手法を取り入れることで、生涯を通して切れ目ない消費者教育を推進する。</p> <p>・消費生活に関する情報提供をより一層強化するとともに消費者被害の監視体制を構築する。</p> <p>・消費者生活相談室による相談件数を増加させることで、相談員の総合的な資質の向上等により相談機能の強化を図るとともに、消費者生活センターへの認知度向上のため、市民しんぶん等のあらゆる方法で周知広報することで、誰もが相談できる環境の整備を図る。</p>	不明		<p>【主な消費者啓發事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京・くらしの安心安全情報』センターホームページ、フェイスブック、ツイッター等、各種SNS媒体による情報発信を行なう。 ・消費者生活専門相談員等が講師として派遣する山前講座を実施するほか、地域での消費者生活に関する啓発活動の後となる「京・くらしのサポート」との協働による啓発活動を推進する。 ・大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として、大学において消費生活講座を開講する。 ・高齢者等の見守りを行う各地域包括支援センター等とこれまで以上に連携強化を図るため、積極的に各行政区で実施されている権利擁護ネットワーク会議に参画していく。 ・成年子女引下げを踏まえ、小・中・高等学校や関係機関等との連携の下、幼児期から高齢者までの様々なライフステージに応じて体系的・効果的に消費者教育を推進する。 <p>【主な消費者相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活専門相談員による消費生活相談(平日午前9時～午後5時)を実施する。 ・・消費生活士・日・祝日電話相談』を、京都消費生活有資格者の会に委託し、実施する。(午前9時～午後4時(年末年始を除く))京都府と共同で開設) ・多重債務者の相談専用ダイヤルを設置し、相談員が助言や情報提供を行うほか、弁護士による多重債務特別相談を実施する。 ・解決困難な相談を対象に、弁護士、相談員及び事務職員でサポートチームを構成し、相談の早期解決を目指す『消費者サポートチーム事業』を実施する。
22	配偶者等からの暴力の根絶	平成23年10月に開所した京都市DV相談支援センターを核とした施設として、相談や自立支援等に取り組むとともに、配偶者間などにおける暴力を許さない社会づくりのための啓発を行う。	H13		<p><実施方針></p> <p>京都市DV相談支援センター等における、被験者支援に引き継ぎ取り組むとともに、配偶者等からの暴力の防止に関する啓発を幅広く実施する。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①京都市DV相談支援センター等における相談、自立支援の継続実施 ②児童相談所及び子どもはぐくみ室との更なる連携、研修会の充実、DV対策と児童虐待対策の一貫的な啓発・広報の実施 ③関係機関とのネットワーク体制の充実・強化、研修の実施 ④女性に対する暴力をなくす運動期間等における啓発の推進 ⑤民間シンクタンク等の補助 ⑥DV被害者を対象とした市営住宅特定の優先入居の継続実施 <p><取組の重点></p> <p>安全な居場所にて一時に確保しつつ専門的ニーズに沿った支援を切れ目なく実施している民間シェルター・運営団体の先進的な取組に交付金を交付する。</p>
23	薬物乱用防止啓発事業の推進	大麻、麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、薬物事犯の状況を把握し、薬物乱用防止啓発講習会の実施及び啓発資料やポスターの配布等により、市民への危険な薬物の正しい情報発信に努める。	不明		<p><実施方針></p> <p>市内の中学生や高校生が大麻を持て逮捕される等、大麻使用が低年齢化していることから、大麻を含めた薬物乱用の拡がりに強い危機感を持ち、関係機関・団体との一層の連携を図り、啓発等の取組を充実・強化していく。また、薬物乱用の撲滅に向け、市民ぐるみで薬物乱用を許さない地域づくりを推進していく。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市職員(薬事監視員)を講師派遣、講習会を実施 ・啓発資料の貸出・啓発資料の提供 ・啓発ポスターの作成及び掲示 ・情報発信 ・ワークショップの実施

令和4年度実績	年度	
	局名	所属名
・特殊詐欺被害防止チラシを作成し、市内保険業者と連携した啓発事業を行った。 ・性犯罪防止啓発チラシ、ポスター等を作成し、安心安全にかかる広報啓発を行った。 ・大阪府警察等と連携し、自転車盗対策の啓発物品の制作及び広報啓発を行った。 ・市営地下鉄や民間施設(商業施設等)のデジタルサイネージを利用して、幅広い世代の人々の防犯意識の向上を図った。	文化市民局	くらし安全推進課 【声援】
①各区交通安全対策協議会を中心とした交通安全市民運動を実施し、啓発を行った。 ・全1回 ・チラシや啓発物品(ティッシュや反射材等)を配布した。 ②市民運動と併せて実施する違法駐車等の防止に向けた指導・啓発(No.2「違法駐車等対策事業の推進」を参照。) ③高齢運転者事故防止支援事業(No.31「高齢運転者事故防止支援事業」を参照。) ④その他 ・交通事故ニュースの発行(年2回) ・高齢者の交通事故防止一揆年にかかるチラシ作成、啓発物品の配布 ・自転車の安全利用一揆啓発にかかるチラシ作成、啓発物品の配布	文化市民局	くらし安全推進課
・京・くらしの安心安全情報』年6回発行(京・くらしのサポートとの協働で4,700部配布) ・出前講座実施(全11回 参加者計333名) ・大学における消費生活講座を実施 同志社大学 春学期(全15講 受講登録者97名)、秋学期(全15講 受講登録者94名) 佛教大学 1回生(全1講 受講登録者131名)、2回生(全1講 受講登録者21名) 龍谷大学 2回生(全15講 受講登録者64名) ・各区集合相談ネットワーク講座(延べ22回参加) ・小学生向け教材『大切な人へ』(本市教員監修の相談案)やワーク等を追加。 ・令和4年度に成年を迎える方(約37,000名)へお祝いメッセージ・契約トラブル注意記載・送付、記念式典にて消費者啓発リーフレットを配布。 ・消費者力ハーバーアップセミナー(全4回 参加者計140名)	文化市民局	消費生活総合センター
【消費生活相談事業】 ・消費生活相談 9,373件 ・消費生活日祝日電話相談件数 1,342件 ・多重債務相談件数 212件、多重債務特別相談件数 52件 ・消費者サポートチーム事業 2件		
①京都市DV相談支援センター・やvincus京都における相談、自立支援の継続実施(DV被害者自立支援講座の実施等)。 ②DV対策と児童虐待対策の連携強化 ・DV相談センターから子どもはぐくみ室の情報提供の仕組みを継続。 ・児童虐待所及び子どもはぐくみ室の職員へのDV相談支援センター研修会の実施。 ・児童虐待防止啓発物品及びDVセンター通信に相互の相談機関に係る情報を掲載。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間及び児童虐待防止推進月間にて、共同でハナカル・ポスターの展示やドリームボンボンあらわしたクリスマスツリーを展示。 ③「DV被害者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の代表者会議及び相談事例会告・検討会の実施、DV被害者支援シンポジウムの実施。 ④各区役所支所のポスターの展示、地下鉄構内広告での相談窓口の周辺、木下宿塔屋のライトアップ、京都府との事業連携による京都タワーのライトアップ。 ⑤京都市民間緊急一時保護施設補助金及びインクルーシブケアシステムの構築をはじめとする民間シェルターの先進的な取組に対する配偶者暴力被害者等支援補助金の交付団体(1団体)。 ⑥DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居の申込受け付実施。 その他:vincus京都における男性のみのDV電話相談の実施、DV予防講座の実施、みんなで考える男女共同参画講座(DV関連)の実施。	文化市民局	共生社会推進室
薬物乱用に対する正しい知識や危険性を伝えるために、主に若年層に向けた講習会の実施やメール配信を行うと共に、啓発資料及びポスターを用いた効果的な普及啓発活動を展開した。	保健福祉局	医療衛生企画課
<主な取組> ・市内の大学等に本市職員(薬事監視員)を講師派遣し、薬物乱用についての講習会を実施(実施回数:4回、受講者数:計117名) ・啓発資料の貸出・提供(通年) ・啓発ポスターの作成及び掲示(市営地下鉄への掲示、本市全局、各学校及び関係機関に配布) ・市内の大学において、啓発ポスター等の制作に係るワークショップを実施(実施回数:2回、参加者数:計160名)		

24	京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営	子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組む。	H16	<p><実施方針></p> <p>本センターは、子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組む。</p> <p><取組の重点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもファイハウスの見学等の体験学習を通して、子どもの事故予防に関する知識の普及を図る。また、来館者のみならず、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に「出産お祝いレター」とともに届け、乳幼児の事故防止の普及強化を図る。 ・また、「こどもみらい館(開口ビー)」にて事故予防啓発コーナーを開設し、来館者に「壁掛け転倒・転落」洗濯機による事故、「誤飲」についての事故防止を啓発する。 さらに、市内の子育て機関等に対し、子どもの事故予防等に関する出張講座により普及を図っていく。 		
25	地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進	学校敷地内や通学路などの子どもの安全を確保するため、学校・家庭・地域・警察等間連携との連携のもと、総合的、系統的な子どもの安全対策等を推進する。	不明	<p>①スクールガード・リーダーによる巡回指導 警察官OBまたは教員OBである地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)により、登下校時の巡回ドトロールの実施や学校安全ボランティアの取組について専門的な考え方の助言等を行。</p> <p>②学校安全ボランティアへの支援 ボランティア保険に加入する費用を京都市が負担。</p>		
26	幼稚園、学校における安心確保や安全教育の強化	子どもが健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るために、不測事態の危険回避能力を養う等の安全教育の充実を図る。	不明	<p>①安全教育副読本「安全ノート」による指導 子どもが、自らの行動や身のまわりに存在する様々な危険を予測・回避して、安全に行動できることを目指し、「交通安全」「災害安全」「生活安全」の三領域について、安全教育副読本「安全ノート」を活用し、発達段階に応じて系統的に指導を行う。</p> <p>②セーフスクール推進事業 学校・家庭・地域が連携した組織的・体系的な安全教育の在り方にについて、学校教育活動全体を通じた研究を行う。(令和4年度:中学校2校、小学校6校を研究指定)</p>		
27	通学路安全対策の推進	地域関係団体やPTA、警察機関等との連携により、子どもの安全な通学を確保するという観点から、地域の交通事故情報や道路等の条件を勘案して設定している通学路において、地域ぐるみで交通安全及び防犯対策指導を実施する。	不明	<p>・京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラムに基づく対策 教育委員会、各土木事務所、各警察署、子ども若者はぐくみ局、区役所が参画する「通学路安全推進部会」において各関係機関に寄せられた通学路の危険箇所における課題をもとに合同点検や対策内容の検討を行い、各機関においてそれぞれ必要な対策を講じる。</p>		
28	放火防止対策の推進	常に火災原因の上位である放火火災を減少させるため、あらゆる機会を通じて放火火災防止に関する意識の高揚を図り、地域住民、事業所、行政機関等が一体となって「放火されないまちづくり」を推進する。	H13	<p><実施方針></p> <p>市民、消防団、関係機関と協力し、放火されない環境づくりを行う。</p> <p><主な実施内容></p> <p>①「放火対策プロジェクト」の推進 ②放火火災予防デーにおける放火防止啓発 ③放火の発生状況に応じた放火防止特別警戒の実施 ④放火の発生状況に応じた放火防止特別警戒の実施 ⑤各署(分署)で作成している放火火災対応計画等の見直し・検証の実施</p>		

		<p>子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組んだ。</p> <p><実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館者数: 1,237人 ・団体来館者数: 862件 ・保健医療相談件数: 833件 ・講習会参加者数: 168人 ・研修及び施設見学者数: 862人 ・子どもの事故防止実践マニュアル、子どもの事故の応急手当マニュアル配布数: 11,035冊 	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
①スクールガード・リーダーによる巡回指導 警察官OBまたは教員OBである地域学校安全指導員(スクールガード・リーダー)により、登下校時の巡回ドトロールの実施や学校安全ボランティアの取組について専門的な考え方の助言等を行。	教育委員会	体育健康教育室		
②学校安全ボランティアへの支援 ボランティア保険に加入する費用を京都市が負担。 令和4年度ボランティア保険加入人数: 4,489人	教育委員会	体育健康教育室		
①安全教育副読本「安全ノート」による指導 子どもが、自らの行動や身のまわりに存在する様々な危険を予測・回避して、安全に行動できることを目指し、「交通安全」「災害安全」「生活安全」の三領域について、安全教育副読本「安全ノート」を活用し、発達段階に応じて系統的に指導を行った。 ②セーフスクール推進事業 学校・家庭・地域が連携した組織的・体系的な安全教育の在り方にについて、学校教育活動全般を通じた研究を行った。(令和4年度:中学校2校、小学校6校を研究指定)	教育委員会	体育健康教育室		
・京都市通学路・児童の移動経路交通安全プログラムに基づく対策 教育委員会、各土木事務所、各警察署、子ども若者はぐくみ局、区役所が参画する「通学路安全推進部会」において各関係機関に寄せられた通学路の危険箇所における課題をもとに合同点検や対策内容の検討を行い、各機関においてそれぞれ必要な対策を講じる。	教育委員会	体育健康教育室		
①「放火対策プロジェクト」の推進 7月24日・31日に消防団員を対象とした火災予防研修を実施し、50名が受講した。 ②放火火災予防デーにおける放火防止啓発 各消防署(分署)で、街頭広報やイベントを実施した。 ③放火の発生状況に応じた放火防止特別警戒の実施 連続して放火事件が発生するなど、放火火災の発生状況に応じて、消防隊等が、赤色灯を点灯させて巡回ドトロールを実施した。 ④各署(分署)で作成している放火火災対応計画等の見直し・検証の実施 放火火災対応計画等の見直し・検証の実施、上記事項の取組の実施、スマートフォンの普及等の要因も複合的に加わり、令和4年の放火件数は15件となり、平成以降最小の件数となつた。	消防局	予防課		

29	シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進	国において、「第五次薬物乱用防止五年戦略」(平成30年8月)が策定され、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することが求められている状況を踏まえ、本市では、全市立小学校・中学校・小中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教育」を継続的に実施する等、薬物乱用防止教育の一層の推進に努めている。	H12	<p>①啓発ポスター等の配布 ②「薬物乱用防止教育スタンダード」の活用 教職員の指導力の向上と組織的な取組の更なる充実に向け、小学校から高校まで薬物乱用防止教育を継続的・体系的に実施することができるよう、必要な教育内容を教科横断的な視点で組み立て、作成した指導資料を活用。 ③「薬物乱用防止教育」の推進 警察及び関係機関との連携のもと、全小学校・中学校・小中学校・高等学校で「薬物乱用防止教育」を開催予定。 ④薬物乱用防止教育の実施 実際に指導にあたる小学校・中学校・小中学校・高等学校・総合支援学校の教職員を対象として、外部講師を招く等の講習会を実施。(令和4年6月21日実施予定) ⑤「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 中学校・小中学校（後期課程）を対象に「NPO 京都禁煙推進研究会」等との連携で講義や体験型の学習による喫煙防止教育を実施予定。</p>		
30	非行防止教室	少年非行、児童生徒の暴力行為及びいじめ等の課題解決に向け、京都府警察本部少年課少年サポートセンターの協力の下、子どもの規範性を育むため、講師として学校に招いた警察官又はスクールソーラーが授業を行う。	H19	<p>市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・総合支援学校の全校での実施。</p>		
31	高齢運転者事故防止支援事業	高齢運転者の交通事故防止の直接的な支援事業として、安全運転を継続いたぐための実践講座「安全運転継続作戦」を実施するとともに、運転免許証自ら返納の推進に向けた取組を実施する。	R2	<p><実施方針> 高齢運転者による交通事故の減少に向けて事業を実施する。 <実施内容> ①安全運転継続作戦 下記の内容について、令和4年度は4行政区（下京区・南区・西京区・伏見区）を対象とする。 •危険予測教育機器を活用した体験講座 •安全運転に関する講義 •運転席でできるドライビングストレッチ •安全運転サポート車（サポート）乗車体験 <実施日及び実施場所> •10月17日 京都府交通安全協会自動車練習場 •10月24日 京都府交通安全協会自動車練習場 •11月 1日 デルタ自動車四条教室所 •11月15日 デルタ自動車四条教室所 ②運転免許証自主返納の推進 運転免許証自主返納制度及び運転経歴証明書紹介リーフレット等による周知啓発</p>		
32	高齢サポート（地域包括支援センター）における消費者被害の防止に向けた取組	高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談窓口である市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）において、消費者被害の防止に関する普及啓発を行うとともに、相談業務において被害等の発生を確認した場合は、速やかに警察等に連絡するうえ、全区役所・支所、全高齢サポート及び消費生活総合支援センターに情報共有を行っている。	H26	<p><実施方針> 高齢者の介護・福祉・健康・医療に関する相談窓口である市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）において、消費者被害の防止に関する普及啓発を行うとともに、相談業務において被害等の発生を確認した場合は、速やかに警察等に連絡するうえ、全区役所・支所、全高齢サポート及び消費生活総合支援センターに情報共有を行なう。 <実施内容> •各高齢サポートでの消費者被害の防止被害に関する普及啓発活動 •消費者被害の発生を確認した場合は、全区役所・支所、全高齢サポート及び消費生活総合支援センターに情報共有を行なう。</p>		

<p>①啓発リーフレット等の配布 ②「薬物乱用防止教育スタンダード」の活用 教職員の指導力の向上と組織的な取組の更なる充実に向け、小学校から高校まで薬物乱用防止教育を継続的・体系的に実施することができるよう、必要な教育内容を教科横断的な視点で組み立て、作成した指導資料を活用。 ③「薬物乱用防止教育」の推進 警察及び関係機関等との連携のもと、全小学校・中学校・小中学校・高等学校で「薬物乱用防止教育」を開催する。 ④薬物乱用防止教育の実施 実際に指導にあたる小学校・中学校・小中学校・高等学校・総合支援学校の教職員を対象として、外部講師を招く等の講習会を実施。(令和4年6月21日実施予定) ⑤「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 中学校・小中学校（後期課程）を対象に「NPO 京都禁煙推進研究会」等との連携で講義や体験型の学習による喫煙防止教育を実施。</p>		
<p>市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・総合支援学校の全校で実施。</p>	教育委員会	生徒指導課
<p><実施方針> 高齢運転者による交通事故の減少に向けて事業を実施する。 <実施内容> ①安全運転継続作戦 •危険予測教育機器を活用した体験講座 •安全運転に関する講義 •運転席でできるドライビングストレッチ •安全運転サポート車（サポート）乗車体験 <実施日及び実施場所> •10月17日 京都府交通安全協会自動車練習場 •11月 1日 デルタ自動車四条教室所 ②運転免許証自主返納の推進 運転免許証自主返納制度及び運転経歴証明書紹介リーフレット等による周知啓発。</p>	文化市民局	くらし安全推進課
<p>市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）において、消費者被害の防止に関する普及啓発を行うとともに、相談業務において被害等の発生を確認した場合は、速やかに警察等に連絡するうえ、全区役所・支所、全高齢サポート及び消費生活総合支援センターに情報共有を行なう。</p>	保健福祉局	健康長寿企画課

③犯罪等による被害者が生じた場合の被害者等の支援					
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
33	犯罪被害者支援策の推進	京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。 ①犯罪被害者総合相談窓口(ワンストップ窓口)の運用 ②犯罪による生活困窮者に対する生活資金の給付 ③犯罪により徴前の住居での居住が困難な被害者等に対する住居介助等 ④犯罪被害からの早期回復のための心のケア ⑤通訳派遣など親光旅行者等への支援 ⑥大学等との連携 ⑦広報・啓発・教育活動	H11 (京都市犯罪被害者等支援条例は H23.4施行)		<実施方針> 「被害直後の支援」、「一定の生活回復に向けた支援」、「京都市の地域特性を生かした独自の取組」、「社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取組」の4つの視点から、事業を実施する。 <実施内容> ①(公社)京都犯罪被害者支援センター(以下「支援センター」という。)内に設置した総合相談窓口を引き続き運用する。具体的には犯罪被害者等に対して相談や必要な情報の提供を行うほか、本市の犯罪被害者等支援施策の窓口として、関係機関との連携等により、中長期に亘ってワンストップによる支援を行う。また、支援センターにおいて被害者への支援を行う被害者支援者(ボランティア)の質の向上を図る。 ②生活困窮者等に10万円の生活資金を給付する。また、家事・介護・一時保育等の支援が必要となる者に費用の一部を助成する。 ③民間シェルターの入居(随時)、市営住宅の優先入居(年間4回募集)、民間住宅の情報提供(随時)等を実施する。 ④犯罪被害者等へ精神医療を受診した際の医療費の一部を助成する。 ⑤外国人被害者等への通訳派遣。他府県在住者の支援センターによる裁判代理傍聴などを、本市で被害にあった親光旅行者や一時滞在者等を支援する。 ⑥犯罪被害者等に関する大学講義を(公財)大学コンソーシアム京都の単位互換科目とするなど、奨学や人材育成に連携して取り組む。 ⑦犯罪被害者等が置かれた状況やお金全体で支える重要性について、広く市民の関心と意欲を高めるため、警察や民間支援団体をはじめとする関係機関・団体と連携し、効果的な活動を展開する。
34	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携	本市の犯罪被害者総合相談窓口である(公社)京都犯罪被害者支援センターにて相談を受けた方に必要に応じて京都SARA連携会議に出席することで、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行ふ。	H27		<実施方針> 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けて京都SARAと連携する。 <実施内容> ①相談者の紹介 ①(公社)犯罪被害者支援センターで相談を受けた方を必要に応じて京都SARAへ繋ぎ、より効果的な支援を実施する。 ②京都SARA連携会議への参加 京都SARA連携会議に出席し、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。 また、日ごろから適宣情報共有を図り、積極的に連携していく。

令和4年度実績	所属	
	局名	所属名
①支援センターによる支援等実績 電話相談:668件、面接相談:269件、直接的支援:444件 ②生活資金の給付:3件(計90万円) ③民間シェルターの入居(随時)、市営住宅の優先入居(年間4回募集)募集:0件 ④精神医療費助成:2件(延べ6件) ⑤通訳派遣:2名(延べ12件) ⑥大規模ハザルード:深草文所(11月8日～11月10日)、ゼスト御池(11月7日～11月12日)、京都市役所地下通路(11月25日～12月1日) 生命のメッセージ展:イオンモール京都五条(11月13日)、京都ガーデンパレス(11月26日) 第23回犯罪被害者支援京都フォーラム:京都市生涯学習総合センター(京都アスニー)(11月19日)	文化市民局	くらし安全推進課
犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けて京都SARAと連携を図った。 (公社)犯罪被害者支援センターで相談を受けた方を必要に応じて京都SARAへ繋ぎ、より効果的な支援を実施した。 また、本市犯罪被害者支援策の啓発の機会に併せて、京都SARAの取組内容についても紹介、啓発を実施した。	文化市民局	くらし安全推進課

(4)その他					
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
35	繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進	悪質な客引き行為者によって客引き行為等が繰り返され、市民や観光客の通行の妨げとなるばかりか、不安や不快感を与える事態が発生する。京都府・京都市客引き行為等の禁止等に関する条例(平成27年4月施行)に基づき、客引き行為等禁区域における客引き行為等を目的に禁止し、客引き行為等を行わせないようにするために取組を継続して実施する。	H27		<p>①違反を繰り返す悪質な業者に対する各種対策の強化 令和2年4月より改正条例を施行し、各種対策を進めており、違反者は減少傾向にある。依然として客引き行為等を繰り返す悪質な業者がいることから、それら悪質な業者に対する対応を強化する。 ②自発的活動による取組を進めている。 商店街や地域の団体等による自主的なハトロールに対し、必要物品の支給などの支援を行うとともに、それら団体と連携した活動を実施する。</p> <p>③大学生対策を中心とした啓発の実施 客引き行為者の半数以上を占める大学生への対策を強化するだけでなく、利用客に対して「客引き店舗を利用しない。」といった啓発を行う。</p>
36	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例(平成19年6月施行)」に基づき、路上喫煙等禁止区域に市内中心部10路線を指定し、平成20年6月1日から区域内での違反者に対して1千円の過料を科している。平成22年7月1日に市内中心部の路上喫煙等禁止区域を拡大し、平成24年2月1日から京都駅地域、清水・祇園地域を路上喫煙等禁止区域に指定した。	H19		<p><実施内容> ①路上喫煙等対策強化区域で違反者に過料処分及び指導を実施。 ②路上喫煙等対策強化区域外(※)で違反者に指導を実施。 (※市内全域で路上喫煙しないよう努力義務あり) ③路上喫煙等防止啓発推進員による路上喫煙防止の啓発活動を実施。 ④多言語対応ポスターや路面標示、公用車による音声啓発などの啓発活動を実施。 <取組の重点> ①路上喫煙等対策強化区域外での喫煙強化。 ②新型コロナウイルス感染症拡大が収束すれば、観光旅行者等の通行者数の増加に伴い路上喫煙者数の増加が想定されるため、多言語対応ポスター・ヤスタンク等を用いた啓発を強化する。</p>
37	民泊通報・相談窓口の運営	違法・不適正な「民泊」の指摘等を行うため、宿泊施設にに関する市民等からの通報・相談を受け付ける「民泊通報・相談窓口」を運営する。	H28		<p><実施方針> 「民泊通報・相談窓口」を運営することにより、違法・不適正な「民泊」に関する情報を持極的に集め、宿泊施設の適正な運営の確保を図る。さらに、「民泊」を創業したいという市民の相談に対応する。</p> <p><実施内容> 市民生活を最重要視し、市民の皆様と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境の整備のため、違法な「民泊」の根絶や不適正な「民泊」に対する通報等への対応を継続し、宿泊施設の適正運営の確保に向けた取組の徹底を図る。</p>

令和4年度実績	所属	
	局名	所属名
①行動制限緩和指導等の強化 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る行動制限の緩和に伴い、客引き等対策指揮官の巡回方法等を見直した。 また、客引き行為違反者の近辺店舗への立入調査を積極的に行うなど、悪質業者に対する指導を強化した。 ②自主的な活動に対する支援 商店街や京都市警察と連携してハトロールを実施するとともに、ハトロールに必要な物品等を支給するなどの支援を行った。 ③大学生対策 大学コンソーシアム京都に加盟する多数の大学に対し、客引き条例に関するチラシやステッカー等の啓発物品を配布するほか、大学と連携し、啓発物品や啓発動画を作成する等の取組を実施した。	文化市民局	くらし安全推進課
<p>①過料及び指導等 指導及び路上喫煙等対策強化区域における過料処分を実施。(過料処分件数:358件)</p> <p>②啓発活動 •コロナウイルス感染症の拡大を受けて実施していた音声啓発を継続しながら街頭啓発についても順次再開。(音声啓発件数:週1回程度実施、街頭啓発実施回数:各種イベント等にあわせて10回程度実施) •路上喫煙でお困りの市民等に、ステッカー等を配布。(配布件数:52件) •路上喫煙等防止推進員が、指導及び啓発活動を実施。(指導件数:25件) •条例改正に伴い、路面シートの貼付、啓発ホスター・チラシ(多言語対応)の作成・掲示等</p>	文化市民局 行政財政局	くらし安全推進課 サービス事業推進室
違法「民泊」の疑いにより、令和4年度末までに、無許可業者の疑いがあるとして「民泊通報・相談窓口」等に通報があった2,704施設については、99.9%に当たる2,703施設について営業中止等に至らしめた。 また、「民泊通報・相談窓口」における通報件数について、設置当初の平成28年度には1,148件であったものが令和4年度には83件と大幅に減少した。 ○令和4年度「民泊通報・相談窓口」受付件数(令和4年4月1日～令和4年3月31日): 154件 (内訳)通報: 83件、開業相談: 11件、その他意見: 60件 ※通報には、無許可業者の疑い施設に関する通報の他、許可施設への苦情等に關する通報を含む。	保健福祉局	医療衛生企画課

【柱2】地域における「見せる防犯」の拡大～防犯活動の活性化～

『施策の大きな方向性』

より多くの地域住民が防犯・交通安全活動に参加できるよう、あらゆる機会をとらえ、市民や事業者等に安心安全を「自分ごと」と考えるよう働きかけを行います。

また、地域住民同士で行う防犯パトロール活動だけでなく、例えば、玄関先への防犯者に「この地域には入りにくい」と思わせることで、市民一人一人の防犯力だけ

(1)市民・事業者等が防犯活動等に積極的に参加できるための取組の推進

No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
38	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	地域防犯活動の支援などを行う。	H28		各区役所・支所において、地域防犯活動の支援等、地域特性に応じた取組を実施する。
39	市民活動総合センターの運営	市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、特定の分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートとともに、市民相互の交流や連携を図る。	H15		<p><実施方針> 生活安全の推進に取り組むNPO、市民活動団体を含む幅広い団体に活動の場を提供するとともに、下記内容の事業を展開する。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民活動に関する情報収集・提供 (市民活動情報共有ポータルサイトの運営、機関紙やメルマガの発行等) ②市民活動に関する各種相談 (法人化や資金調達等に関する一般相談、会計や労務等に関する専門家無料相談等) ③市民活動団体等の育成(各種講座の開催、スマートオフィスの運営等) ④市民活動団体など地縁組織、企業、大学等との連携促進 (市民活動支援公開講座の開催等) <p><取組の重点> 市民活動総合センターを利用する市民による自主的なまちづくり活動が促進されるよう、必要な支援を行い、より一層の市民参加による事業展開を図る。</p>
40	地域コミュニティ活性化策の推進	誰もがつながり、支え合う、多様な地域コミュニティの活性化に向けたまちづくりを進める。	H24		<p>平成24年4月に施行した「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進していく。</p> <p>・令和4年1月に策定した「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づいて、具体的な施策を推進する。</p> <p>・誰もが「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、近年のICTツールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら、「一人一人の多様性を踏まえた誰もが参加しやすい地域づくり」、「多様な地域の特性に則した地域活動の推進」、「多様な主体の連携・協働の促進」の3つの基本指針の下、3つの推進項目を掲げて取組を進める。</p>

犯標語の掲示やセンサーライトの設置など「見せる防犯」の取組を一人でも多くの市民・事業者等が実践し、犯罪企でなく地域全体の防犯力の向上を図っていきます。	
---	--

令和4年度実績	所属	
	局名	所属名
各区役所・支所において、地域特性や課題に応じた、各種事業の実施、補助金の交付等の取組を進めた。	文化市民局	くらし安全推進課

【両格】

市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開した。	文化市民局	地域自治推進室
①市民活動に関する情報収集・提供 ・情報提供システム「市民活動情報共有ポータルサイト」の運営 ・機関紙の発行、メルマガの配信 ②市民活動に関する各種相談 ・法人化や資金調達等に関する専門家無料相談 ・会計や労務等に関する専門家無料相談の実施 ③市民活動団体等の育成 ・NPO初歩講座やNPO設立講座等、各種講座の開催 ・スマートオフィス(貿易事務所スペース)、ロッカ(大36、中24、小18)、メールボックス(95)の運営 ④市民活動団体など地縁組織、企業、大学等との連携促進 ・市民活動団体と地縁団体の連携の促進 ・市民が気軽に市民活動等に触れることができるイベントの実施 (市民活動支援公開講座、市縁堂)		

「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づき、次の取組を実施した。	文化市民局	地域自治推進室
①地域コミュニティサポートセンターの運営 ②輸入者交流支援制度の運用 ③地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の運用 ④自治会・町内会＆NPOおうえんポータルサイトの運用 ⑤啓発マンガ本「地域」って…?」の配布 ⑥大学コンソーシアム京都加賀校等へのメール周知及び「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ「KYO-DENT」による啓発 ⑦京都の自治会・町内会に囲ったときのヒント集」の配布 ⑧住宅購入事業者との「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」の締結 ⑨地域力アップキャベーン月間の設定 ⑩地域活動おうえんリーフレットの作成・配布 ⑪CTの導入支援 ⑫無料出張スマホ講座の開催 ⑬自治会・町内会専用SNS活用支援		

41	「輝く学生応援プロジェクト」の展開	キャンバスプラザ京都1階を、様々な活動を行う学生の交流・連携の拠点(「学生の活動拠点-学生Place+」)として活用し、学生が、大学の枠を越えて実施する、京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し活動場所の提供や専門職員による助言など総合的な支援を行う。	H22	<p><実施方針></p> <p>京都市の人口の約1割に相当する約15万人の学生が持つエネルギーを高め、その力を京都のまちの活性化、「京都力」向上、未来の京都づくりに繋げるため、学生が大学の枠を越えて行う、京都のまちの活性化につながる活動に対し、総合的な支援を行う。</p> <p><実施内容></p> <p>(1)「学生Place+」において、活動場所の提供や備品等の貸出しを行う、学生団体の情報発信支援、専門コーディネーターによる助言・指導等により、総合的な支援を行う。</p> <p>(2)発表の場を求めている学生団体・サークルと、学生の参加を求めている地域団体とを、インターネットを利用して結び付ける「むすびネット(学生・地域連携ネットワーク)」を実施する。</p> <p>(3)学生とボランティア活動とをマッチングすることにより、学生が社会的な課題等に触れる機会を創出するとともに、コーディネーターの指導の下で活動の振り返りを行うことにより、学生の成長をサポートする「学生ボランティアチャレンジ」を実施する。</p> <p>(4)京都のまちで主体的に活動を行っている学生団体の活動を広くたたえ、後押しする機会として、「輝く学生応援アワード」を実施する。</p>
42	学区の安心安全ネット維持応援事業(補助金の交付)	学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を支援するため補助金を交付する。	H23	<p>※区民提案・共済型まちづくり支援事業予算にて執行 学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を、補助金により応援する。</p>

		<p>(1)学生Place+ 登録学生団体数 20団体</p> <p>(2)むすびネット 登録学生団体数 16団体／登録地域団体数 28団体 マッチング件数 1件</p> <p>(3)学生ボランティアチャレンジ 参加者数 37名</p> <p>(4)輝く学生応援アワード エントリー団体数 13団体</p>	総合企画局	総合政策室 大学政策担当
		<p>※区民提案・共済型まちづくり支援事業予算にて執行 学区の安心安全ネットで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心・安全の確保のための活動を、補助金により応援した。</p>	各区役所・支所	地域力推進室

(2)地域における身近な防犯の目を増加させる取組の推進

No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
43	水道水・雨水で花いっぱい！	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都、市民ぐるみ推進運動」の取組の一つである「花いっぱい・やさしさあふれる美しいまち運動」等と連携し、水道水・雨水を使って花や緑を育てることを呼び掛ける。	H28		<実施方針> 地域への愛着と見守り活動の機会を増やすため、道沿いに花などを植え、美しい景観をつくり、人の目が増える環境をつくることで、犯罪の予防につなげる。 <実施内容> 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都、市民ぐるみ推進運動」の一環として、地域で取り組まれる各種啓発活動などにおいて、水道水・雨水を活用した花と緑いっぱいのまちづくりを推進していく。 <取組の重点> 水道水・雨水の活用をPRする。
44	こども・地域 あんしん・あんせんパトロール	犯罪等の抑制を目的として、水道メーターの検針等の現場作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんせんパトロール中」の腕章を身に着け、「見られていることを意識させ、犯罪や交通事故の抑制力を高めることを狙いとしている。	H17		<実施方針> 水道メーターの検針時及び平日における閉開栓作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんせんパトロール中」の腕章を身に着け、「見られていることを意識させ、犯罪や交通事故の抑制力を高めることを狙いとしている。 <実施内容> 水道メーターの検針時及び平日における閉開栓作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんせんパトロール中」の腕章を身に着け。 <取組の重点> 前年度からの充実内容等) 地域やこどもたちの安心・安全に貢献できるよう、継続して実施する。
45	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	・「見せる防犯」普及促進事業 ・ドライブレコーダーが生み出す 京(みやこ)・安心安全推進プロジェクト	H28		・「見せる防犯」普及促進にかかる広報等を行う。 ・「ドライブレコーダーが生み出す 京(みやこ)・安心安全推進プロジェクト」を継続して取り組む。
46	自転車盗難防止パトロール	自転車の盗難が多発している地域(商業施設付近等)において、タスキを着用してパトロールを行い、公道上の駐輪自転車に盗難多発注意等の啓発札の取り付けを行なうなど、効果的な指導・啓発を実施していく。 また、自転車利用ルール・マナー指導・啓発及び違法駐車等指導・啓発と併せて自転車盗難防止パトロールを実施するなど必要に応じて活動を拡大していく。	H29		自転車の盗難が多発している地域(都心部)において、タスキを着用してパトロールを行い、公道上の駐輪自転車に盗難多発注意等の啓発札の取り付けを行なうなど、効果的な指導・啓発を実施していく。 また、自転車利用ルール・マナー指導・啓発及び違法駐車等指導・啓発と併せて自転車盗難防止パトロールを実施するなど必要に応じて活動を拡大していく。

令和4年度実績	所属	
	局名	所属名
浄水場や下水処理施設での小学校の見学受入れの際に花の種を配布しましたほか、SNSでも取組を発信した。(配布数:約6,500部)	上下水道局	総務課
水道メーターの検針時及び平日における閉開栓作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんせんパトロール中」の腕章を身に着け、「見られていることを意識させ、犯罪や交通事故の抑制力を高めた」地域やこどもたちの安心・安全に貢献できるよう実施した。	上下水道局	お客さまサービス推進室
・本市において新たにドライブレコーダーを設置した公用車に対し、防犯標語等を記載したマグネットシートを貼付し、「見せる防犯」の更なる拡充を図った。 ・民間事業者の保有するドライブレコーダー搭載の専用車を活用した見守り活動をはじめとする「京(みやこ)の見守り大作戦」事業を開始した。	文化市民局	くらし安全推進課 【両棲】
自転車の盗難が多発している地域(都心部)において、タスキを着用してパトロールを行い、公道上の駐輪自転車に盗難多発注意等の啓発札の取り付けを行なうなど、効果的な指導・啓発を実施した。 また、自転車利用ルール・マナー指導・啓発及び違法駐車等指導・啓発と併せて自転車盗難防止パトロールを実施するなど必要に応じて活動を拡大した。	行政財政局	サービス事業推進室

【柱3】新たな社会情勢の変化に対応した取組の推進

《施策の大きな方向性》

急速に進化・多様化する情報通信社会とそれに伴うサイバー犯罪被害の危険性の深刻化や、新型コロナウイルス感染症等の流行による地域防災活動に対する影響などを踏まえ、取組を進めていく必要があります。

さらに、地域等で取組を推進するに当たっての注意点や、やり方を工夫した取組の事例等を示すとともに、本市の取組の特徴や、課題等について述べます。

これに加え、訪日外国人の増加や入管法改正に伴う外国人労働者の受け入れ拡大による市民生活や地域コミュニティの形の変化に対応した取組や、罪を犯した人の保護等による再犯防止の取組などを推進することで、すべての方が安心・安全を感じることができるより良い地域共生社会の実現を促進するなど、複雑化・多様化する社会状況の変化にあらゆる活動主体と連携し柔軟に対応してまいります。

(1)急速に進化・多様化する情報通信社会への対応

No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
47	子どものスマホ・ゲーム機器の利用に関する情報モラル教育及び保護者啓発	「京都はぐくみ憲章」の理念の下、スマートフォン等の危険性や依存性を正しく認識し、それら危険から身を守る力を身に着けるため、市民ボランティア（情報モラル市民インストラクター）をはじめ、学校・事業者等と連携した子ども向けの情報モラル教室や保護者・市民向けの情報モラル講座を実施するなど、各地区・学校等で周知・啓発活動を行なっています。	情報モラル教室 H29 講座 H20 ケータイ教室 H19		「京都はぐくみ憲章」の理念の下、スマートフォン等の危険性や依存性を正しく認識し、それら危険から身を守るために身に着けたため、市民ボランティア（情報モラル市民インストラクター）をはじめ、学校・事業者等と連携した子ども向けの情報モラル教室や保護者・市民向けの情報モラル講座を実施するなど、各地区・学校等で周知・啓発活動を行なっています。
48	消費者啓発、消費者相談	情報通信技術の普及や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、加速度的かつ不可逆的に進展するデジタル社会に対応した啓発や消費者教育に体系的に取り組む。	不明		<ul style="list-style-type: none"> ・「京・くらしの安心安全情報」、センターホームページ、フェイスブック、ツイッター等、様々な媒体を用いた情報発信を行う。 ・消費生活専門相談員等が講師として派遣する出前講座を実施するほか、地域での消費生活に関する啓発活動の核となる「京・くらしのセンター」との協働による啓発活動を推進する。 ・大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として、大学において消費生活講座を開講する。 ・高齢者等の見守りを行う各地域包括支援センター等これまで以上に連携強化を図るため、積極的に各行政区で実施されている権利擁護ネットワーク会議に参画していく。 ・成年面識引下げを踏まえ、小・中・高等学校や関係機関との連携の下、幼児期から高齢者までの様々なライフステージに応じて体系的・効率的に消費者教育を推進する。
49	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	サイバー犯罪被害防止のための市民意識向上の取組を推進する。	R3		サイバー犯罪被害防止にかかる広報啓発活動を行う。

の好事例、最新の犯罪情勢等、防犯・交通安全活動に役立つ情報を積極的に発信することで、新型コロナウイルスのような状況下においても自分たちの地域は自分たちで守る活動を継続・発展することができるよう、様々な取組を推進してまいります。

令和4年度実績	所属	
	局名	所属名
・情報モラル教室 携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラムとして、延べ小学校89校、中学校7校で実施。 ・情報モラル講座 携帯情報通信機器の危険性・依存性等に関する啓発講座として、各学校・幼稚園での「家庭教育講座」やPTA研究会等において、年間39回実施。 ・ケータイ教室 126校において実施。小・中・高それぞれの段階に応じ、携帯電話を安心・安全に利用するための基本的なルール・マナーや、受発信する情報の取扱い、子どもたちをトラブル・犯罪から守るためにの考え方・対応等について、事例をもとに説明。 ・京・くらしの安心安全情報を年6回発行(京・くらしのセンターとの協働で4,700部配布) ・出前講座実施(全11回 参加者計333名) ・大学における消費生活講座を実施。 同志社大学 春学期(全15講 受講登録者97名)、秋学期(全15講 受講登録者94名) 佛教大学 1回生(全3講 受講登録者131名)、2回生(全1講 受講登録者21名) 龍谷大学 2回生(全15講 受講登録者64名) ・各区無料撮護ネットワーク会議に延べ22回参加 ・小学生向け教材「買い物ミュレーションゲーム」を作成配布。中学生向け教材(デジタルブック)に本市教員監修の指導案やワークシートを追加。 ・令和4年度に成人を迎える方(約37,000名)へお祝いメッセージ(契約トラブル注意喚起記載)送付。記念式典にて消費者登録リーフレットを配布。 ・消費者カウンターアップセミナー(全4回 参加者計140名)	教育委員会	生涯学習部学校地域協働推進担当
コロナ禍における在宅時間の増加等により、市民がスマートフォンやパソコンを利用する機会が増えとともに、サイバー犯罪被害も増加していることから、被害手口や対策を周知するための啓発チラシを活用して周知啓発を行なった。	文化市民局	【再掲】 くらし安全推進課

②すべての人が安心・安全を感じることができる地域共生社会の実現					
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
50	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	観光客など京都を訪れる人の安心安全対策を推進する。	H28		観光客など京都を訪れる人の安心安全対策にかかる広報啓発活動を行う。
51	再犯防止対策の推進	やり直しができる社会と安心・安全なまちの実現に向けて、立ち直りに多くの困難を抱える犯罪等をした人等を地域社会で孤立させない「切れ目のない支援等」を国、民間団体等と緊密に連携協力して実施する。また、「京都市再犯防止推進計画」を策定し、本市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進する。	R3		<p><実施方針> 「京都市再犯防止推進計画」に基づき、本市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、重点推進施策として以下の取組を行う。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事司法機関等との連携による切れ目のない支援の推進 ・ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備 ⇒令和4年度配布部数: 1,866部、配布先の拡大 ・生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進 ⇒「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり支援事業補助金」を2団体に交付。 ・再犯防止・更正支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発 ⇒再犯防止に関する啓発ハーネルの展示や広報誌に再犯防止の特集記事を掲載。 ・京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起 ⇒京都少年鑑別所・更生保護施設において伝統産業体験を7回実施
52	子ども・若者総合支援事業	平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、働くこと、学校のこと、家庭のことなどの様々な悩みや困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向けた相談・支援を実施する。	H22	未定	<p><実施方針></p> <p>「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、働くこと、学校のこと、家庭のことなどの様々な悩みや困難を抱える子ども・若者の社会的自立に向けた相談・支援を実施する。</p> <p><実施内容></p> <p>子ども・若者及びその家族からの相談に対応し、適切な関係機関の紹介などを相談者の状況に応じた必要な情報提供及び助言を行いう「子ども・若者総合相談窓口」を運営する。</p>
53	青少年活動センターにおける取組の推進	ユースサービス(青少年の自己成長の支援)を基本理念に、青少年が子どもから責任ある大人へと成長していくことを支援するため、青少年活動センターにおいて、居場所機能、育成機能、相談機能の3つの基本的機能に加え、センターごとに設定したテーマに基づいた特色ある事業を展開する。	S35	未定	<p><実施方針></p> <p>ユースサービス(青少年の自己成長の支援)を基本理念に、青少年が将来に夢と希望を持ち、「生きる力を身につけて、社会を構成する担い手として様々な分野に挑戦し、活躍しながら大人へと成長することを支援していく。</p> <p><実施内容></p> <p>市内7箇所の青少年活動センターにおいて、センターごとに定めたテーマに基づく事業を実施する。</p>
54	多文化共生施策の推進	あらゆる市民が、異なる文化的背景や考え方、価値観を認め合うとともに、外国人市民等がもつ多様性を生かしたまちづくりを進めることができるように、多文化に対する理解を促進する取組や多言語による相談対応等を実施する。	不明		<p><実施方針></p> <p>京都市国際都市ビジョンに基づき、多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまちの実現に向けた取組を行う。</p> <p><実施内容></p> <p>京都市外国籍市民総合相談窓口での多言語による相談対応などのコミュニケーション支援に加え、異文化理解を促進する取組や啓発活動等を実施する。</p>
55	観光客に向けたマナー啓発の実施及び「京都観光行動基準」の普及の促進	市民と観光客の安心・安全を確保し、市民生活と調和した持続可能な観光を実現するため、京都を訪れる観光客に対し、観光マナーを啓発する。 また、観光事業者・従事者等、観光客、市民が、お互いを尊重しながら、持続可能な京都観光をともに創り上げていくことを目指し策定した「京都観光行動基準（京都観光モラル）」の普及に向けた取組を通じて、交通事故防止等、安心・安全な京都観光を推進する。	H27		<p>・コロナ禍での安心・安全な観光を推進していくため、京都駅や京なんびのデジタルサイネージ等を活用し、既存のマナーだけでなく衛生対策も含めたマナー啓発を行う。また、政府による渡航制限の状況を見ながら、外国人観光客に向けた効果的なマナー啓発を行ふ。</p> <p>・持続可能な京都観光の実現に向け、観光事業者・従事者等及び観光客による「京都観光行動基準」の理念を踏まえた具体的な取組が進むよう、宿泊施設や飲食店等の市の内の観光事業者と協働で啓発ツールを活用した普及と促進を行う。</p>

令和4年度実績	所属	
	局名	所属名
市営地下鉄烏丸線・東西線の駅構内に「防犯カメラ安心安全見守り中」と記載された表示プレートを製作・掲示し、利用客の安心感の醸成と犯罪企画者への抑止向上を図った。	文化市民局	くらし安全推進課 【再掲】
<p><実施方針></p> <p>「京都市再犯防止推進計画」に基づき、本市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、重点推進施策として以下の取組を行。</p> <p><実施内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事司法機関等との連携による切れ目のない支援の推進 ⇒研修会を公開催し、更生支援相談員による相談件数(129件) ・ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備 ⇒令和4年度配布部数: 1,866部、配布先の拡大 ・生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進 ⇒「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり支援事業補助金」を2団体に交付。 ・再犯防止・更正支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発 ⇒再犯防止に関する啓発ハーネルの展示や広報誌に再犯防止の特集記事を掲載。 ・京都の文化力をいたした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起 ⇒京都少年鑑別所・更生保護施設において伝統産業体験を7回実施 	保健福祉局	保健福祉総務課
<p>(1)「子ども・若者総合相談窓口」による相談支援等</p> <p><相談件数: 573件、関係機関紹介延べ数: 340件></p> <p>(2)普及啓発活動の実施</p> <p>・市立中学校・市立高等学校・府立高等学校及び私立中学高等学校等へ「子ども・若者相談のおり」の配布</p> <p>・市公式SNS等で総合相談窓口の周知啓発</p> <p>(3)市職員及び公の支援機関向けの研修実施</p> <p>アーマ・生きづらさを抱えた子ども達への切れ目のない支援</p> <p>講師:NPO法人フォーラム代表理事 加藤直人氏</p>	子ども・若者はぐくみ局	青成推進課
<p>青少年活動センター(市内7箇所)において、主に以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同年代・異年齢間の交流促進や各種団体との協働による地域交流事業を充実することにより、多様な生き方や行動の見本となるひとと出会える機会を創出 ・青少年のボランティア活動への参加を促進せながら、自主的な活動を支援するなどとともに、地域若者サポートの活用などにより、青少年の居場所づくりを充実させ、課題を有する青少年の成長を支援 <p><青少年の利用件数: 382,237人、青少年活動センターにおける相談件数: 1,173件></p>	子ども・若者はぐくみ局	青成推進課
<p><京都市外国籍市民総合相談窓口の実績></p> <p>1.行政相談 1,668件 2.法律相談 54件 3.ビザ相談 68件 4.カウンセリングダイ 72件 5.生活相談 7,526件</p>	総合企画局	国際交流・共生推進室
<p>・旅マエから旅ナマまで様々な場面で京都のマナーを目にし、理解できるよう観光庁と連携した中連協へのマナー啓発や機内誌(新幹線・国際線航空機)による周知をはじめとしたマナー啓発を実施。</p> <p>・「京都観光行動基準(京都観光モラル)」の理念を踏まえた具体的な取組が進むよう、行動基準の周知や実践に向けた支援を実施。</p> <p>①京都在住外国人による京都観光モラル座談会 ②宿泊施設の客室におけるモラル啓発 ③京都観光モラル特設サイトの多言語化</p>	産業観光局	観光MICE推進室

(3)予測できない、突発的な危機にも対応し、絶やすことのない持続可能な防犯活動の推進					
No.	事業名	事業概要	開始年度	終了年度	令和4年度の取組計画
56	地域コミュニティ活性化策の推進	誰もがつながり、支え合う、多様な地域コミュニティの活性化に向けたまちづくりを進める。	H24		<p>・平成24年4月に施行した「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進していく。</p> <p>・令和4年1月に策定した「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づいて、具体的な施策を推進する。</p> <p>・誰もが「地域の一員」として安心して快適に暮らせる地域づくりを進めていくため、近年のICTソールの普及・拡大や地域課題への多様な主体の参画など時代の変化を見据えながら、「一人一人の多様性を踏まえた誰もが参加しやすい地域づくり」、「多様な地域の特性に即した地域活動の推進」、「多様な主体の連携・協働の促進」の3つの基本指針の下に、3つの推進項目を掲げて取組を進める。</p>
57	世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動	・どのような状況下においても継続実施できる防犯活動の推進 ・地域等による取組の好事例や最新の犯罪情勢等の積極的な情報発信	H28		「見せる防犯」普及促進にかかる広報等を行う。

令和4年度実績	所属	
	局名	所属名
「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づき、次の取組を実施した。 (1)地域コミュニティサポーターセンターの運営 (2)移入者交流支援制度の運用 (3)地域活動支援制度の運用 (4)自治会・町内会&NPOおもむくホールサイトの運用 (5)移住マガジン「地域」にて…?」の配布 (6)大学コンソーシアム京都加盟店等へのメール周知及び「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アソシエイトKYO-DENTによる啓発 (7)京都の自治会・町内会「困ったときのヒント集」の配布 (8)住宅開発事業者との「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定」の運用 (9)地域力アップキャンペーン月間の設定 (10)「地域活動おもんリーフレット」の作成・配布 (11)ICTの導入支援 (12)無料出版スマホ講座の開催 (13)自治会・町内会専用SNS活用支援	文化市民局	地域自治推進室 【再掲】
・「見せる防犯ハンドブック」を作成して配布し、犯罪抑止力の向上を図った。 ・本市において新たにライフガードを設置した公用地に対して、防犯標語等を記載したマグネットシートを貼付し、「見せる防犯」の更なる拡充を図った。 ・市営地下鉄烏丸線・東西線の駅構内に「防犯カメラ安心安全見守り中」と記載された表示プレートを作成・掲示し、利用客の安心感の醸成と犯罪企画者への抑止効果を図った。	文化市民局	暮らし安全推進課 【再掲】